

## 報道資料

函 土 道 管

令和3年（2021年）11月26日

報 道 機 関 各 位

土木部道路管理課

路上駐車合同パトロールに係る取材について（依頼）

このことについて、函館西警察署管内で下記の通り実施いたしますので、取材報道方よりしくをお願いします。

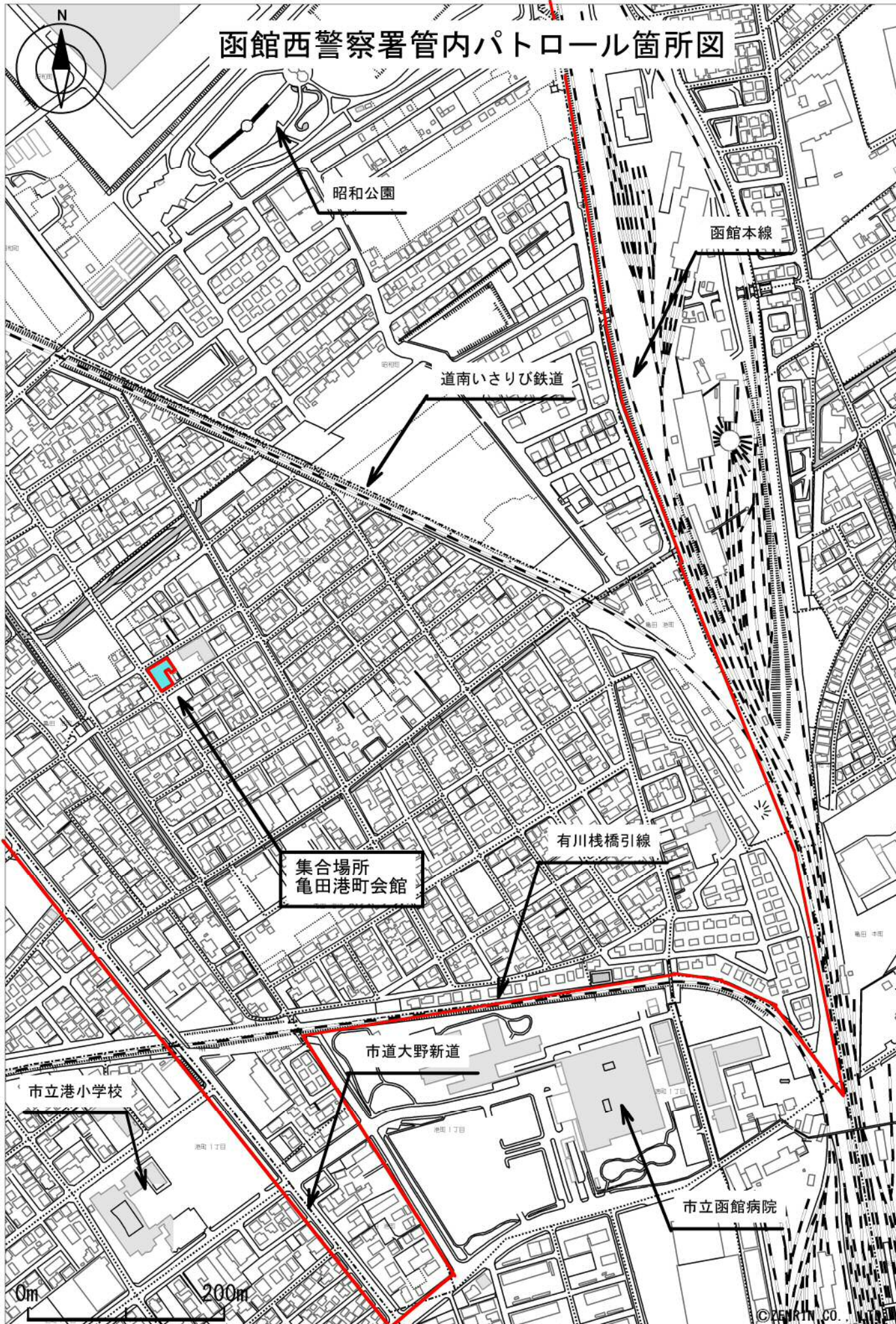
### 記

- 1 日 時 令和3年12月6日（月） 午後7時00分～
- 2 実施箇所 函館西警察署管内 : 亀田港町の一部（亀田港町会内）  
※ 別紙参照
- 3 集合場所 函館西警察署管内 : 亀田港町会館  
（函館市亀田港町42-18）
- 4 実施機関 函館市土木部道路管理課  
函館西警察署交通課  
亀田港町会
- 5 実施内容 市・警察・町会が合同で函館西警察署管内の住宅地を巡回し、降雪時の除雪作業や救急車・消防車などの緊急車両の通行に支障となる路上駐車車両に「路上駐車はやめましょう」と記載の警告文書を車両のワイパーなどにはさみ、啓発する。

土木部道路管理課 長瀬

電話 21-3414

# 函館西警察署管内パトロール箇所図



# 路上駐車はやめましょう！

「路上駐車は、道路が狭くなり、車の通行に支障を及ぼしたり交通事故の原因にもなります。」

「また、救急車・消防車などの緊急車両が通れなくなることや、特に降雪時には除雪車が通れず、除雪作業ができなくなります。」



## ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律

第11条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車は道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為

二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為

※ 第11条第1項の規定に違反した者は

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

※ 第11条第2項の規定に違反した者は

20万円以下の罰金に処されます。

(函館西警察署)

(函館市土木部道路管理課)